

遠軽町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、環境に優しい新エネルギーの普及促進と地域経済の振興に寄与するため、太陽光エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システム（以下「太陽光発電システム」という。）を設置する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、遠軽町補助金等交付規則（平成17年遠軽町規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、太陽光発電システムとは、町内の戸建て住宅（店舗等との併用住宅を含む。以下「住宅」という。）の屋根等に設置され、太陽光により発電するシステムをいう。

(補助対象システム)

第3条 補助の対象となる太陽光発電システムは、次の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が1キロワット以上10キロワット未満のもの
- (2) 未使用（新品に限る）のもの
- (3) 低圧配電線と逆潮流有りで連系し、電力会社と電灯契約を締結するもの
- (4) 省エネナビ（消費電力の総量を金額に換算して表示する機器システムで、財団法人省エネルギーセンターに登録している機器をいう。）又は、省エネナビと同等以上の機能を備えた表示機器が設置されているもの
- (5) 当該年度中に設置工事を着工し、完成するもの

(補助対象者)

第4条 補助の対象となることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件のすべてを満たし、自ら電力会社と電灯契約を締結する個人とする。

- (1) 町内に住所を有する者（第11条に規定する完成届を提出するときまでに町内に転入する予定の者を含む。）
- (2) 自ら居住する又は居住しようとする町内の住宅に太陽光発電システムを新たに設置する者
- (3) 太陽光発電システムの設置工事を町内に住所を有する事業者（以下「町内事業者」という。）と契約締結した者
- (4) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び同一世帯全員が遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例（平成21年遠軽町条例第28号）に規定する町税等を滞納していない者
- (5) 借家に居住している者が設置する場合（借地に設置する場合も含む。）は、書面による所有者の承諾を受けている者

(6) 第11条に規定する完成届を当該年度の3月末日までに提出できる者

2 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(省エネルギー対策)

第5条 第7条ただし書に規定する住宅は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条第1項の規定に基づく日本住宅性能表示基準の別表1における「5温熱環境に関すること」の等級3（新省エネルギー基準）のうち、断熱材及び防湿材の施工に関する基準に適合する住宅とする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、太陽光発電システムの設置に要する費用のうち、次に掲げるものとする。

(1) 太陽電池モジュール

(2) 架台

(3) パワーコンディショナ（インバータ・保護装置）

(4) その他付属機器（接続箱・直流側開閉器・交流側開閉器・余剰電力販売用電力量計）

(5) 設置工事に係る費用

(6) 省エネナビ

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値に1キロワット当たり10万円を乗じた額とし、補助金の額の上限を30万円とする。ただし、太陽光発電システムを設置する住宅を補助対象者が新築する場合又は新築の住宅を購入する場合であって、その住宅の契約を町内事業者と締結した場合は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値に1キロワット当たり30万円を乗じた額とし、補助金の額の上限を90万円とする。

2 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値に1キロワット未満の端数があるときは、小数点以下第3位を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 申請者は、住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 太陽光発電システムの設置に係る経費の内訳が明記されている契約書（明記されていない場合は、併せて経費の内訳が明記されている見積書）の写し

(2) 太陽光発電システムの最大出力値、形状、規格、構造等が確認できるもの

(3) 太陽光発電システムを設置しようとする住宅の位置がわかるもの

(4) 太陽光発電システムを設置しようとする場所の工事着工前の写真

(5) その他、町長が必要と認める書類

2 前条ただし書による補助金の額を申請する場合は、前項各号に掲げる書類のほか、次の書類も添付しなければならない。

- (1) 住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (2) 住宅の図面（平面図、立面図、断面図及び断熱・気密性能の確認ができるもの）
（交付の決定）

第9条 町長は前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、これを適正と認めたときは、補助金の交付を決定し、住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、これを不相当と認めたときは、住宅用太陽光発電システム設置費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金申請事項の変更等）

第10条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに住宅用太陽光発電システム設置費補助金変更・中止承認申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 申請書に記載した事項に変更が生じたとき。
- (2) やむを得ない理由により、太陽光発電システムの設置を中止しようとするとき。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、住宅用太陽光発電システム設置費補助金変更・中止決定通知書（様式第5号）により、補助決定者に通知するものとする。

（完成届）

第11条 補助決定者は、太陽光発電システムの設置工事が完成したときは、速やかに住宅用太陽光発電システム設置費補助金に係る設置完成届（様式第6号。以下「完成届」という。）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 太陽光発電システムの支払領収書の写し
- (2) 太陽光発電システムの設置状態が確認できる写真（太陽電池モジュール、パワーコンディショナ、省エネナビを撮影したもの）
- (3) 電力会社からの太陽光発電余剰電力受給契約確認書及び電力受給開始のお知らせの写し
- (4) 竣工検査の試験記録表の写し
- (5) その他、町長が必要と認める書類

2 第7条ただし書による補助決定者は、前項各号に掲げる書類のほか、次の書類も添付しなければならない。

- (1) 住宅の支払いを証明する書類の写し
- (2) 住宅の写真（正面、前方斜め及び後方斜めから撮影したもの）
- (3) 住宅の断熱材の性能、厚さ及び施工状況がわかる写真（床・壁・天井等、施

工部位別に撮影したもの)

(補助金の確定)

第12条 町長は、前条の完成届を受領したときは、その内容を審査し、これを適正と認めるときは、第7条の規定により補助金額を確定し、住宅用太陽光発電システム設置費補助金額確定通知書(様式第7号)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第13条 補助金の交付を受けた者は、法定耐用年数の期間内において、町長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 町長は、補助金の交付を受けた者が前項の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を町に返還させることができる。

3 本補助制度により取得した太陽光発電システムは、設置後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(補助金交付決定の取り消し)

第14条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることができる。

(1) この補助金を他の用途に使用したとき。

(2) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件をその他法令等若しくはこれに基づく町長の処分に違反したとき。

(3) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

(利用状況の報告)

第15条 補助決定者は、太陽光発電システムを設置した翌月から12か月間の利用状況を町長に報告しなければならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則 (平成21年3月25日告示第4号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日告示第6号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月26日告示第9号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。